

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

一般社団法人静岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S2021068 H30-c014

③施設の情報

名称：すみれ寮	種別：児童養護施設		
代表者氏名：柴田 典子	定員（利用人数）：		26名
所在地：静岡県浜松市天竜区春野町気田	502番地の2		
TEL：053-989-1111	ホームページ：www.aoikai-sw.or.jp		
【施設の概要】			
開設年月日：平成14年9月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 葵会			
職員数	常勤職員：	15名	非常勤職員 8名
有資格 職員数	社会福祉士	1名	栄養士 1名
	保育士	9名	
	調理師	2名	
施設・設備 の概要	(居室数) 小舎3軒分 7室 1軒 5室 2軒		(設備等) 厨房(本体)・洗濯室・ 各軒浴室・台所(本体を除く)・ 洗面所・トイレ等
	心理室(兼静養室)・食堂3室		職員室1室・事務室1室

④理念・基本方針

「子ども一人ひとりの今日の幸せ、明日の幸せのために」
「今日の幸せのために」入所前の様々な家庭の事情により施設に入所した子どもたちに対するインケアであり、安心・安全で快適な生活を保障し、受容・共感し傷ついた心を癒しながら、基本的な生活習慣や学習習慣等を身につけることに努める。
「明日の幸せのために」家庭復帰または進学・就職して施設を退所していく子どもたちが社会人として自立した生活を送るための様々な体験をさせることにより、社会性・協調性等を育て、社会への適応力を高めることに努める。

⑤施設の特徴的な取組

- ・すみれ寮（本体）14名（幼・小・中・高校生）すみれユニット6名（幼・小・中・高校生）、すみれパル6名（高校生）（天竜区二俣町）の3軒（グループ）に分かれて生活しています。
- ・地域に保育所がなく、地域住民の要望により、「保育ママ事業」を実施しています。
- ・異年齢の小グループで家庭的な生活を送ることができ、近くに住む子どもたち同士では家庭と施設を訪問しあい遊んでいます。
- ・それぞれの家（グループ）では子どもの希望により犬、ハリネズミ等を子どもたちが飼育し、命の教育に役立てています。
- ・近隣の顔なじみの住民の方たちからは菜園の野菜の育て方や日常的な声掛けと見守りがあります。
- ・住民数が多くないため、地域行事への参加はもとより、学校へも積極的に関わり、役割を引き受ける等、施設の子どもと職員それぞれが貴重な人材となっています。
- ・子どもの希望はできるだけ聞き入れ、勉強では塾に通い、習い事（ピアノ）、クラブ活動に参加しています。
- ・退所者のフォローは自立支援担当職員を中心に期限を設けず、必要な場合は連日で連絡を取り、安定できるまで継続的に支援しています。
- ・施設が退所者の帰省場所となり、気軽に息抜きができるように心がけています。
- ・医療機関を受診する必要がある児童が多く、半数以上が服薬を必要としており、定期的な心理治療を受けています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年6月1日（契約日）～ 令和6年3月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- 広報誌の地域への回覧や、まほろば文庫に子ども達も手伝いを行い、地域の人々との交流を図ることで、施設や子ども達のことを周りの方々に知ってもらう取り組みが行われています。
- 子どもの年齢や発達状況に合わせた性教育を、教材を選んで個別に実施しています。年齢や発達状況に合わせた子どもへの暴力防止プログラムを活用しています。職員も子どもへの暴力防止プログラムを学んでいます。

◇改善を求められる点

- 施設内の幹部会議等実際に体制が整っていたり、検討が進められていることは説明を受けましたが、それを客観的に確認できる議事録がありません。
- 日常生活の中で職員は子どもの気持ちを聞き取り、子どもたちが中心になって生活

の改善も行っていますが、子どもの満足の向上を目的とする調査は行われておらず、仕組みも整備していません。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価の項目に沿って、丁寧に話を聞いていただきました。

今回の受審で、高評価をいただいた点については、今後も継続していきます。継続している課題、改善点については、全職員で課題の改善に向けて検討し、今後の養育支援、施設運営に努めていきたいと思えます。

子どもたちが安心して安全な日常生活が送れるよう、子どもの最善の利益のため、支援に取り組んでいきたいと思えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の理念や基本方針はパンフレットやホームページに明記されており、法人の理念や目指す方向、考え方を読み取れる内容となっています。基本方針となる養育方針は具体的な内容として事業計画に明記しており、職員には計画が配布され職員会議時に周知しています。また、関わりのある関係機関等に継続的に周知を行なっています。利用する児童には入所時にパンフレットを配布すると共に、施設からの通知を希望する保護者には簡易版の事業計画を配布し周知しています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業全体の動向について、福祉新聞を購読し、必要部分はマーカーをして、職員に回覧しています。また、法人内会議で市内の動向について報告がある場合も職員に周知しています。浜松市の福祉計画について、法人内で検討し提言を行なっています。法人内運営会議では、国発出の都道府県計画にて状況把握やそれに対しての動きについて検討がされています。しかし、施設入所を必要とする子どもの推移や利用率等の分析は行われていません。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中で取り組むべき課題と取り組む内容について明示されています。経営分析が</p>		

なされ、外部の公認会計士に報告し、経営課題の解決や改善に向けたアドバイスを得ています。また、法人の理事会において、事業計画や事業報告等の報告がされており、経営状況や課題について共有が図られています。職員に対しては、事業計画の配布や4月の職員会議時の説明により周知が図られています。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「すみれ寮のこれから」として中長期計画が定められており、その内容は具体的なものとなっています。中長期計画は年1回法人の運営会議で検討され、見直しが行われています。また、施設の中長期計画は国の計画に対して具体的な数値を示しています。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画内に中長期計画の内容が盛り込まれています。また、単年度の計画は実行可能で具体的な内容となっており、単なる「行事計画」にはなっていません。しかし、単年度の計画には数値目標や具体的な成果が設定されておらず、評価を行える内容とはなっていません。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定は職員の意見を反映する形で検討されています。見直しについても会議の中で評価も含めて次年度の計画の見直しが行われています。事業計画は4月の職員会議時に説明と計画の配布により、職員全員の理解を促しています。また、事業報告書にて、計画の内容が評価されていますが、計画期間中の進捗状況等の把握については、定められた期間や手順が定められていません。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の配布について、子どもには提示されていませんが、送付を許可した保護者には送付しています。計画の説明については、子どもには口頭や施設内掲示で周知されていますが、保護者への説明は行われていません。保護者の中には外国人もいるため、ルビをふり理解しやすい工夫がされています。参加を促す観点に基づく周知や説明の工夫は行われていません。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりに「業務内容自己点検表」が用意され、月1回自己評価が行われていると共に、人権擁護のチェックリストも半年に1度実施しています。また、職員のチェックリストについては、今年度より係長・課長・施設長が確認する体制に変更し、実施しています。自己評価と人権チェックリストは施設内の検討会にて検討されています。その他に、施設内の自己評価を年1回実施していると共に、第三者評価も定期的に受審しています。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>すみれ寮自己評価検討会には、幹部職員も参加して自己評価でC評価であった設間に対して改善点が検討されています。その検討会の結果については職員会議で職員全員に報告されると共に結果の配布が行われています。改善の取り組みについて、例えばマニュアルの見直しは定期的に行うこととしたように計画的に行われています。改善の実施における評価は、次回の自己評価で評価が行われています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長自らの役割と責任については、事業計画書にて方針と取り組みを明確にしています。また、施設長の役割については書面で表明し、全職員に配付すると共に、4月の職員会議時に説明し、職員への周知を図っています。有事の際の施設長の役割や責任については法人内で決めています。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令等について、施設長は全国児童養護施設長会に年1回参加し、行政説明での法律の改正等を把握しています。労働基準については、労働基準監督署に提出する資料の内容を把握し、職員に対しても職員会議で報告を行なっています。また、葵会契約事務細則及び経理規程にもとづき、利害関係者との適正な関係を保持しています。</p>		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は年1回児童の状況及び入所理由、結果について傾向・分析を行い、それを理事会に報告しています。事業計画書で課題に対しての具体的な取り組みを明示しており、計画書を全職員に配布することで周知を図っています。職員の教育については、職員研修実施計画に基づき、職員の研修参加を行っており、それ以外の研修にも随時参加を促しています。また施設長自身も外部の権利擁護研修や児童養護施設職員の研修に参加しています。しかし、施設内に幹部会議やマニュアルの見直し等検討する体制は確立されていますが、それを示す議事録は確認できません。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経営分析表は施設長と事務員が作成し、その内容について分析・把握を行なっています。人員配置は職員調書と職員へのヒアリングを行なっています。職員の業務を担当制とし、組織の見直しが行われています。また、すみれ量が3箇所に分かれており、意見や支援内容の違いが見られた時は、当該職員への意見徴収やアドバイスを行い、同様の意識を形成する取り組みを行なっています。経営改善や業務の見直しについて、施設長も参加して検討が行われていますが、それを示す議事録は確認できません。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人材や体制に関する基本的な考え方や人材確保については、事業計画内に教育訓練や能力開発管理、人材確保について明示されています。人材確保のため、年1回大学及び短期大学等を訪問し、説明等を行なっています。また、加算に係る資格取得者の配置や人員体制の充実に努めています。しかし、専門職等具体的な職員の配置に係る計画や、福祉人材の育成にかかる計画や資料等の確認ができませんでした。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事基準は就業規則内に昇任・降任及びその基準について明示されており、就業規則は職員室にファイルされ、職員がいつでも閲覧できるようになっています。また、法人の人事評価規程が策定されており、年2回評価が実施されています。しかし、期待する職員像や職員の育成に係る総合的な仕組みは明示されておらず、確認できませんでした。職員処遇の改善の必要性を評価・分析する取り組みは行われていません。また、職員の意見や意向は都度聞き取りしていますが、評価・分析は実施しておらず、改善策についても検討がされているもの</p>		

とされていないものがあります。		
Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>労務管理に関する責任態勢は、業務分担表の施設長の欄に明示されています。有給休暇取得簿や時間外労働申請書を施設長が定期的に確認・把握を行なっています。また、朝の連絡会時に健康維持について施設長から情報共有が行われています。個別面談については、人事評価に係るフィードバックは年2回行われている他、職員からの相談は養育と総務のリーダー職員がまず相談を受け、それで解決できない場合は施設長が相談に乗る等職員が相談し易い体制が構築されています。しかし、職員の希望を聴取した総合的な福利厚生や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みは実施されていません。併せて、改善策に係る具体的な計画や施設の魅力を高めたり、働きやすい職場づくりに係る取り組みについても確認できません。</p>		
Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>業務目標管理シートにて、職員一人ひとりの目標が設定され、課長及び施設長が承認しています。目標設定については、必要に応じて個別面談を実施しています。また、設定した目標については、定期的に振り返りの期間を設定し、施設長により進捗状況が確認されています。しかし、職員一人ひとりの目標設定と自己評価が行われる仕組みが確立されていませんが、「期待する職員像」が明確になっていませんでした。また、目標達成度について、シートの記入にて達成度を確認していますが、定期的な面談は行われていません。</p>		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>研修については、職員研修実施計画に基づき実施されています。必要に応じて、研修計画や研修内容、カリキュラムの評価と見直しが行われています。しかし、事業計画の中に期待される職員像や必要とされる専門技術や資格については明示されていません。</p>		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員教育について、個別のOJTが実施されています。研修について、必要な経験年数に応じた研修に参加させており、職員が研修に参加できるよう勤務調整が行われています。また、職員研修実施計画にて外部研修への参加を推奨していると共に、その計画の中でスーパービジョンの体制が明示されています。しかし、職員の専門資格は把握されていますが、研修参加の履歴等知識・技術の水準の把握については確認ができません。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルが整備されており、マニュアル内に基本方針が明示されています。実習プログラムは学校側の要望に基づいたものを作成し、実施しています。また、実習中の巡回指導時に、学校の担当教員と情報共有を行なっています。社会福祉士の実習指導者は、定期的に研修を受けています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画・報告の他、第三者評価の受信等福祉向上のための取り組み、第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制や内容に基づく改善・対応の状況については、ホームページ上で公開されています。また、法人の広報誌を地域に回覧し、法人や施設の基本方針やビジョン、行なっている活動等について情報を公開しています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>業務分担表の中で明示していると共に、職員全体に分担表が配布され周知が図られています。また、月1回事務職員が法人が契約している税理士に資料を持っていき、確認が行われています。必要によりアドバイスをもらい、それに基づいた業務改善が実施されています。また定期的な内部監査を実施しています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画内に地域との関わり方について明示しています。地域の人々に対しては、日常的な挨拶の他、有志で立ち上げた「まほろば文庫」での手伝いを通じて、地域の方々との交流を行い、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整えられています。子ども達の日常的な活動においては、バスや電車等地域の社会資源を利用しています。また、学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っています。</p>		

24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れに関する施設の基本姿勢は明示されています。地域の学校教育への協力について、職員が講和をする等協力はしていますが、その基本姿勢は明文化されていません。また、ボランティアに対してのマニュアルの作成や必要な研修・支援は行われていません。</p>		
Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>必要な社会資源は一覧にして、職員室に掲示しています。必要な社会資源の情報が変化した際、朝の連絡会等で職員間の情報共有が行われています。学校との連絡会が定期的開催されている他、すみれ寮運営委員会を年2回開催し、学校関係者や自治会長が出席して、寮も含めた地域について情報共有が行われています。また、必要に応じて地域のネットワーク化に取り組んでいます。</p>		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>すみれ寮運営委員会や学校との連絡会、まほろば文庫を含めた地域活動の中で、地域の福祉ニーズや生活課題について情報共有が行われています。また、要保護児童対策協議会に参加しています。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育ママ」として浜松市から委託事業として活動を行っています。その他にも地域高齢者宅への弁当配達ボランティアに参加しています。地域コミュニティ活性化のひとつとして、まほろば文庫の事業を行っています。また、被災時における地域住民の希望者に対して、寮を避難場所として開放する予定であるとのことでした。しかし、具体的な事業・活動については計画等では明示されていません。併せて、地域に還元できる取り組みは行われていません。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c

<p><コメント> 理念は職員室や食堂に掲示しています。子どもを尊重した支援について明示した基本方針や規定を策定し、毎年4月の職員会議で確認をしています。また、外部の研修に参加した職員が施設内で伝達研修を行ったり、年2回人権チェックリストを実施するとともに、職員の年間目標を前後期1回ずつ見直しをして施設長が面談を行うなど、子どもの人権の尊重等について定期的に見直しをしています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 子どものプライバシー保護については、養育支援マニュアルを策定するとともに、毎月すみれ寮独自のチェックを行い、職員同士で指摘し合える環境を整えています。子どもの好みに合わせて快適な環境を提供するとともに、ドアに施錠ができるなどプライバシーにも配慮しています。保護者にも状況に合わせてプライバシー保護に関する取組を説明をしています。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント> 施設を紹介するパンフレットには、施設の理念と養育方針が記載され、生活の様子が分かる写真を多く載せています。入所予定の子どもと保護者にはパンフレットを示しながら説明をし、入所に納得をしてもらえるような説明を心がけています。入所予定のない見学は児童相談所が対応をしていますが、子どもや保護者に提供する情報の見直しはしていません。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント> 自立支援計画は、子どもと保護者の意見をもとに策定し、養育・支援に関しては子どもや保護者の同意を得、同意を得たことを児童記録に記載しています。また、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮に関しては職員間で統一した方法で支援をしています。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 養育・支援の内容は、修正する部分と継続する部分ができるようにして検討し、不利益が生じないように配慮をしています。他の施設へ地域もしくは家庭への移行に関しては、児童相談所の指示によって実施していますが、引継ぎ文書は定めていません。施設を退所した後も相談ができるよう一昨年から自立支援担当者を設置し対応をしていますが、それを知らせる文書はありません。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>日常生活の中で職員は子どもの気持ちを聞き取り、子どもたちが中心になって生活の改善も行っていますが、子どもの満足の上昇を目的とする調査は行われておらず、仕組みも整備していません。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みがあり、掲示しています。掲示物を示して子どもたちにも説明をしています。苦情を申し出る方法は意見箱に加えて子ども会議があります。またホームページで苦情内容や対策を公表し、年3回開催している第三者委員会で報告をしています。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>意見を述べやすく相談がしやすいスペースの確保はしていますが、相談できる方法や相手を自由に選べることを分かり易く説明した文書は作成していません。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱を設置し、日常生活の中で、子どもの意見に耳を傾けています。対応マニュアルを整備していますが、見直しは定期的ではありません。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアルを整備していますが、職員に配付しておらず、読み合わせもしていません。ヒヤリハットを収集して再発防止に取り組んでいますが、安全確保の実施状況や実効性の定期的な見直しはしていません。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保健委員会が中心になって感染症の予防や対策について検討をしています。年に1回、感染症の予防や安全確保に関する研修会に参加した職員が他の職員に伝達しています。感染症に対するマニュアルを策定していますが、定期的な見直しはしていません。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>防災委員会を中心に備蓄リストを作成する等、災害時の体制を整えています。毎月避難訓練を実施し、年に1回、消防署と連携した防災訓練を行っています。事業継続計画については、現在法人で作成中です。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護に関わるマニュアルを作成し、職員に配付しており、面接を行って周知を図っています。年度末にマニュアルの見直しをしていますが、マニュアルにもとづいて支援が行われているか確認をする仕組みはありません。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の見直しは今年度実施しはじめたところで、職員や子どもからの意見や提案が反映される仕組みにはなっていません。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画策定の責任者を設置して、適切なアセスメントを実施しています。自立支援計画に子ども一人の具体的なニーズが明示されています。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年に2回、自立支援計画の見直しを実施し、変更した計画の内容を職員に周知する手順も定めていますが、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みは整備していません。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>すみれ寮内のパソコンで情報を共有できる仕組みを整備し、記録内容や書き方に職員間で差異が生じないように、職員会議で伝達をしています。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>記録の管理責任者を施設長と定め、管理規程を整備しています。職員は個人情報保護規程を遵守しているかをチェックリストで各々確認しています。しかし、漏洩への対応策や記録の管理についての研修は行われていません。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<コメント> 子どもの権利擁護の取組についてのマニュアルを整備しています。職員は子どもの権利擁護の観点から、年複数回人権チェックリストを行って確認をしています。		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<コメント> 児童相談所が行う権利ノートを使っての説明や、年齢別の GAP ワーク、職員の日常的な会話を通して、子どもが自他の権利について正しく理解ができるよう支援をしています。		
A—1—（3）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 子どもへの真実告知や生い立ちの整理については、子どもの発達状況や個別の事情に最大限配慮をしたうえで、児童相談所と連携をして行っています。		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 「被虐待児への虐待の予防と発生時の対応マニュアル」は職員の購読規範として新任研修で周知を行っています。子どもたちには毎月、暴力の聞き取りを行い、不適切な関わりの早期発見に努めています。		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 施設に入所するときも、家庭復帰するときも、子どもの不安の軽減を図り、児童相談所と連携をして支援をしています。		

A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント> アフターケア担当の職員を配置し、本人だけでなく支援者からの連絡にも対応しつつ、本人の生活を支えています。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
<p><コメント> 利用者アンケートは実施していませんが、日常の子どもとのかかわりから、子どもの心を理解しようと努めています。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもが安心して生活し、職員との信頼関係を構築するために、柔軟に対応しています。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもたちが自分たちで話し合っ課題を解決できるよう、見守っています。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント> 子ども一人ひとりの年齢、発達状況、課題等に応じた養育を実施していることを自立支援計画で確認ができます。寮内では子どもの年齢に合わせた図書や玩具を用意していますが、近隣を散歩する等地域も遊び場になっています。子どもたちは地域にある資源を活用して、幼稚園や、希望があればピアノ教室や学習塾に通う事ができます。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント> 基本的な生活習慣が獲得できるよう、子どもの年齢と発達の状況に合わせて支援をしています。すみれ寮内での入浴の順番やテレビの見方といったルールを、子どもたちだけで作り上げた事があります。また、社会に馴染むことができるよう、地域の祭典や行事には積極的に参加をしています。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>明るい雰囲気で清潔が保たれた食堂で、子どもたちと職員全員で食事をとっています。食事は適温で提供し、年に1回嗜好調査を行い、子どもたちの好みを把握しています。また回数は多くありませんが、食事やおやつを子どもたちと一緒に作るがあります。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
A⑬	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>季節と体にあった清潔な衣類を十分用意しています。職員と一緒に買い物に行き、自分の好みの衣類を購入する機会を設けたり、洗濯・アイロンがけ、補修等を子どもの見えるところで行い、衣類管理に関心が持てるよう支援をしています。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
A⑭	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>少人数での養育を行い、子どもにとって居心地の良い環境になるよう整備しています。共有スペースは清潔が保たれ、明るく家庭的な雰囲気が感じられます。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
A⑮	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的な受診とともに、服薬管理や毎月の身体測定から子どもの健康状態を把握しています。医療機関とは密に連絡をとり、医療や健康に関する学習もしています。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や発達状況に合わせた性教育を、教材を選んで個別に実施しています。年齢や発達状況に合わせたCAPプログラムを活用しています。職員もCAPプログラムを学んでいます。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>問題が生じた場合は、施設全体で関係機関と連携して改善に向けて努力をしています。</p>		

A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的に暴力やいじめに関する聞き取りを子どもたちに行い、問題が大きくなる前に対処をしています。問題が発生した場合は、児童相談所と連携して解決を図っています。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画にもとづき、病院や児童相談所でカウンセリングを受けている子どももいます。日常の養育では、子どもとの関係作りを行い、外部の専門家を招いてスーパービジョンを受けることもあります。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが希望すれば学習支援員の協力を得たり、子どもの発達状況によっては特別支援学級や特別支援学校への通学に対応をしています。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>進路選択については家庭を含めた関係機関で協議をしますが、経済的な援助の仕組み等の情報提供をしながら、最終的には子ども自身が選択ができるよう支援しています。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地元の開拓できる企業や事業主はほとんどいませんが、機会があればアルバイト経験を積むことを奨励しています。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設行事や外出・外泊を通じて、子どもと家族との信頼関係の構築に取り組むため、行事を保護者に連絡して参加を促しています。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門員は兼務ですが、子どもと家庭の関係性の再構築のための支援方針を明確にし、施設全体で共有しています。児童相談所と連携して、家族支援の取組を行っています</p>		

